

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 「中華人民共和国商標法」(改正草案)に対する意見書の提出について  
2010年3月1日付けで国务院法制弁公室から意見募集が通知された「中華人民共和国商標法」(改正草案)について、弊所知識産権部が事務局となり、中国日本商会会員の意見を取りまとめ、中国日本商会から意見書を提出致しました。  
提出された意見書は、中国日本商会ウェブサイトにて公開予定です。

2. 2009年度調査報告について

JETRO 北京センターでは、2009年度に以下テーマの調査を実施致しました。調査報告書は、弊所ウェブサイトにて順次掲載しております。どうぞご利用ください。

[2009年度実施テーマ一覧]

- ・ 中国における団体商標・証明商標
- ・ 中国の大学生知的財産権意識調査
- ・ 日本における地名商標の冒認出願等の実態調査
- ・ 知財系高度教育機関の実態と将来構想
- ・ 未来志向型知的財産戦略
- ・ 専利法改正後の意匠権類似性比較と権利侵害の認定
- ・ 金融危機後の中国自主创新課題と対応策研究
- ・ 中国知財司法統計調査報告(2008年版)
- ・ 中国司法制度における知的財産権分野の「三審合一」に関する調査
- ・ 中国知的財産分野における欧州、米国、韓国、ドイツ各国政府による活動状況
- ・ 改正専利制度における職務発明 Q&A
- ・ 中国の知的財産における助成奨励政策

▽弊所ウェブサイト

[http://www.jetro-pkip.org/html/bgs\\_6\\_page\\_1.html](http://www.jetro-pkip.org/html/bgs_6_page_1.html)

3. 所員の交代について

弊所知識産権部の所員交代についてお知らせ致します。  
前任者 秋葉 隆充 所員(2005年4月～2010年3月)  
後任者 高村 大輔 所員(2010年3月～)

4. 2010年壁紙カレンダーの掲載について

知的財産権保護の重要性を訴える可愛いパンダ達の2010年壁紙カレンダーを、弊所ウェブサイトから毎月ダウンロードいただけます。毎月25日以降、翌月のカレンダーをダウンロードできます。職場やご自宅で、どうぞ毎月ダウンロードしてご利用ください。

## 【最新ニュース・クリッピング】

### ○法律・法規等

1. 改正「交通運輸業知的財産権管理弁法」が発布（国家知識産権網 2010年2月24日）
2. 改正「著作権法」が公布、4月1日から施行（国家知識産権網 2010年3月2日）
3. 全人代代表、『産学研協力促進法』の制定を呼び掛け（科学時報 2010年3月10日）
4. 國務院常務會議で「知的財産権税関保護条例」の改正案採択（国家知識産権網 2010年3月18日）
5. 國務院、「映画産業促進法」作成向けの立法調査を開始（国家放送映画テレビ総局HP 2010年3月22日）

### ○中央政府の動き

1. 特許審査が「E-時代」に入る、ペーパーレス化実現（知識産権報 2010年2月26日）
2. 重点産業専利情報システムが運営開始、S I P O（人民網 2010年2月25日）
3. 温家宝総理が全人代で政府活動報告、知財権保護の強化を指摘（中国網 2010年3月5日）
4. 国家版權局長、今年ソフトウェア正規版作業に4つの意見提示（中国新聞出版報 2010年3月3日）
5. 国家知的財産権戦略の実施作業に関する部門間連合会議開催（国家知識産権網 2010年3月2日）
6. 胡主席、中国特色あるイノベーション徹底を強調 全人代代表との会談で（国家知識産権網 2010年3月8日）
7. 初の外国地理的表示の保護認可、フランスのコニャック（法制日報 2010年2月24日）
8. 国家版權局、ネット上の摘発強化目指しブラックリスト制度導入へ（法制日報 2010年3月17日）
9. 中日政府が著作権保護で「戦略協力覚書」を締結（新華網 2010年3月15日）
10. S I P O局長、知財戦略の実施で成長モードの転換をサポート（国家知識産権網 2010年3月9日）
11. 習近平副主席がロシア訪問、中ロイノベーション分野で協力強化へ（中国新聞社 2010年3月25日）
12. 工業情報化部、工業設計促進目指し「指導意見」を発布（国家知識産権網 2010年3月24日）

### ○地方政府の動き

1. 中関村の特許出願が3割減、市知識産権局長が憂慮示す（科技日報 2010年2月24日）
2. 上海市、昨年の知的財産権担保融資が1億元超（知識産権報 2010年3月4日）
3. 吉林省工商局、重大プロジェクトと重点企業の発展促進に新施策（新華社 2010年3月9日）
4. 江蘇省、小中学校で発明創造啓発キャンペーン開催（国家知識産権網 2010年3月19日）
5. 北京中関村、全国的に特許事業を募集（科技日報 2010年3月18日）
6. 技術成果の産業化促進、顧問委員会設立へ 北京・中関村（中国新聞網 2010年3月

22日)

○司法関連の動き

1. 最高裁、昨年に知的財産権の司法保護で実り多い成果（人民法院報 2010年2月26日）
2. 歌詞情報検索サービスをめぐり、百度に著作権侵害の判決を（法制晩報 2010年2月25日）
3. 次々現れ始めた「知財問題」、予定より10年も早く到来？（科技日報 2010年3月12日）

○統計関連

1. PCT出願件数が増加 中西部トップは陝西省（新華網 2010年2月26日）
2. 知的財産権をめぐる犯罪の処罰を強化、昨年に5832人に有罪判決（法制網 2010年2月25日）
3. 中国の農業関連特許出願件数、ここ10年で2倍に（中国農業信息网 2010年3月6日）
4. 今年の科学基金は95億元以上に 前年比30%増（科学時報 2010年3月9日）
5. 中国がパリ条約加盟25周年、国際出願で大きな発展（国家知識産権網 2010年3月19日）
6. 中国の2009年の国際特許出願が世界5位、WIPO発表（中国网 2010年3月25日）

○その他知財関連

1. 科技部、各国科学技術ランキング発表、中国の影響力は依然として低い（人民網 2010年3月5日）
2. 米経済誌による「最も革新的な企業」に華為が5位入り（科技日報 2010年3月3日）
3. イノベーションの浸透する2010年上海万博、特許技術の舞台に（知識産権報 2010年3月12日）
4. 中国 科学技術の産業化実現は全体の5%ならず（科技日報 2010年3月8日）
5. 多国籍企業の在中国R&Dセンター、1200カ所に（新華網 2010年3月17日）
6. 中日企業協力会議が北京で開催、特許権の取得と活用を議論（国家知識産権網 2010年3月26日）
7. 北京で著作権保護交流イベント、中日のコンテンツ産業団体（中国新聞出版網 2010年3月24日）
8. IBM 西安で最大の開発センター建設を発表（新華社 2010年3月24日）

=====

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 改正「交通運輸業知的財産権管理弁法」が発布★★★

交通運輸部はこのほど、2003年11月に公布された「交通運輸業知的財産権管理弁法（試行）」について修正を加え、改正「交通運輸業知的財産権管理弁法」を発布した。新たに発布された「弁法」では、交通運輸業界における知的財産権活動の規範化や知的財

産権をめぐる創造、運用、保護と管理の強化など、交通運輸部による知的財産権管理活動への強化策が取り込まれている。

改正「管理弁法」は総則、職責、権利帰属、保護と管理、奨励と処罰、附則の六章、44条から構成されている。旧「管理弁法」に比べて、交通運輸業に係わった知的財産権を明記した第4条では、コンピューターソフトウェア著作権、エンブレム、ドメインネームなどが追加されたほか、第四章の名称は以前の「管理」を「管理と保護」に改正し、知的財産権の保護に関する規定が取り込まれた。また、改正「管理弁法」では国際協力における知的財産権の保護と管理、奨励と処罰の制度の規範化と整備に関する規定も明記されており、知的財産権の管理と保護を全面的に強化することや国の関連規定に基づき知的財産権管理活動で目覚ましい貢献をした個人と団体を奨励することなどが求められている。(国家知識産権網 2010年2月24日)

#### ★★★2. 改正「著作権法」が公布、4月1日から施行★★★

胡錦濤国家主席がこのほど第26号主席令に署名し、全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和国著作権法」の改正に関する決定を公布した。改正「著作権法」は2010年4月1日より施行される。

この「決定」によると、著作権法の第四条は「著作権者が著作権を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならない。国家は法律に基づき、作品の出版、伝達に対して監督管理を行う」と改正された。また、第26条として「著作権をもって抵当する場合、質入れ人と抵当権者は共同で、國務院著作権行政管理部門に抵当登記手続きを行わなければならない」の規定が追加された。

「中華人民共和国著作権法」は今回の「決定」に基づき改めて公布される。新「著作権法」は総則、著作権、著作権の使用許諾及び譲渡契約、出版・実演・録音録画・放送、法律責任及び執行措置、附則の六章、61条から構成されている。(国家知識産権網 2010年3月2日)

#### ★★★4. 國務院常務會議で「知的財産権税関保護条例」の改正案採択★★★

17日に開かれた國務院の常務會議で「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」の改正案が採択された。同會議ではまた、第十一期全国人民代表大会第三回全体會議で承認された「政府活動報告」の打ち出した重点事業の各部門への振り分けが確定された。

現行の「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」は2003年12月2日に國務院より公布され、翌年の3月1日より施行された。経済・社会の発展につれ輸出入分野で知的財産権関連のさまざまな新課題が浮上しているのに対応するため、國務院の法制弁公室は昨年12月11日、そのホームページで『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』の改正に関する國務院の決定案を公布し、一般向け意見募集を行っていた。

改正後の条例は、知的財産権登録の変更、取消や侵害貨物の処分などの制度を改善したほか、権利者による保護申請の撤回などの規定を増やしたものとなる。(国家知識産権網 2010年3月18日)

#### ○中央政府の動き

#### ★★★5. 国家知的財産権戦略の実施作業に関する部門間連合會議開催★★★

国家知的財産権戦略の実施作業に関する部門間連合會議の第二回全体會議が3月1日午後、北京で開かれた。国家知識産権局の田力普局長が會議を主催し、國務院の畢井泉・副秘書長が會議に出席し挨拶をした。連合會議の28のメンバー機関から省・部級幹部1

4人および連絡担当者80余人が参会した。

会議では2009年度の全国の知的財産権戦略実施活動についての回顧・総括が行われたほか、国家知的財産権戦略綱要の徹底や知的財産権戦略資源の十分活用など国の知的財産権戦略の実施に向けた主要任務と具体的措置を規定している「2010年度国家知的財産権戦略実施推進計画」および制度整備、法執行強化などを中心とした具体的な保護措置を明記した「中国知的財産権保護行動計画2010」が採択された。

田力普局長は会議の席上で、去年の戦略実施活動についてその順調な展開、メンバー機関の積極的な提携により取得された目覚ましい成果を評価し、2010年も国务院の指導の下で各作業をいっそう推し進めていきたいと呼びかけた。田局長によると、昨年は「2009年度国家知的財産権戦略実施推進計画」に基づき、各メンバー機関では計画措置220項目の実施作業、知的財産権関連法規54項目の作成、改正が完成されたほか、主要施策82件が発布され、法執行プロジェクト23項目が実施された。また、18の省（直轄市、自治区）では地方の知的財産権戦略または実施意見が発布され、地域の特色ある経済発展に知的財産権戦略の果たす役割がますます重要になっている。

各部門の参会者らは国家知的財産権戦略の実施、知的財産権保護年度計画の徹底についてその重要性和必要性を指摘した上、さまざまな観点から現在直面する重要な課題と今後の実施作業についての意見や建議を提出した。（国家知識産権網 2010年3月2日）

#### ★★★6. 胡主席、中国特色あるイノベーション徹底を強調 全人代代表との会談で★★★

胡錦濤国家主席が3月5日、第11期全国人民代表大会第3回全体会議に出席している江蘇省代表団の討論会に参加した際、グローバル科学技術革命の戦略的チャンスを掴み中国の特色ある自主的イノベーションの道を進めていかなければならないと強調した。

胡主席が会議の席上で、経済構造の調整、新しい柱産業の育成に力を入れる必要性を指摘し、革新型経済の発展、産学研一体の促進、技術イノベーションの推進などについての代表らの議論、提案に対し、グローバル科学技術革命の戦略的チャンスの把握や中国の特色ある自主的イノベーションの徹底、より多くのコア技術における突破の実現などを強調したうえ、科学技術体制を改革し、市場を踏まえた企業中心の産学研一体の技術イノベーションシステムを整備し、大学や研究機関による役割を十分活用することが重要だとの考え方を示した。（国家知識産権網 2010年3月8日）

#### ★★★10. S I P O局長、知財戦略の実施で成長モードの転換をサポート★★★

中国は経済成長のモード転換を実現するには、立脚点を従来の物的資源中心から知力資源中心に移転し、知的財産権の実施を大いに推し進めなければならない。国家知識産権局の田力普局長が3月8日、中央テレビ（CCTV）の特別取材を受けたとき、こうした見解を示した。

国务院の温家宝総理は今年の政府活動報告において知的財産権戦略の実施を推進する方針を強調した。これについて田力普局長は、知的財産権の創造や運用、保護は勿論、知的財産権の管理も知的財産権戦略の重要な構成要素であると指摘し、今後は知的財産権業務をさらに重要な位置に置き、知的財産権戦略の実施で経済成長のモード転換に強力にサポートする考え方を示した。

知的財産権の保護で現在直面している課題について、田局長は保護主義の台頭を言及したうえ、さらにグローバル的な課題となっている権利侵害、海賊版の問題に対して、中国政府がこれまで通りに保護活動に取り組んでいくと表明した。

田局長はまた、2009年度の知的財産権活動の進展として特許出願件数のシェア増加や知的財産権担保融資業務の展開などを説明した。田局長によると、2009年に同局の受理した専利（特許、実用新案、意匠を含む）出願は97万7000件で、このうち、外国出願が前年より10.9%減に対し、内国出願が同22.4%増加したほか、内国出願における特許出願の比率は10年前より11.9ポイント高い26.1%となっている。知的財産権担保融資も昨年は大きな進展を見せ、北京や上海、広東省、浙江省などの各地で担保融資の促進活動が順調に展開されており、中小企業の資金繰り問題を解決する新たな道となっている。（国家知識産権網 2010年3月9日）

#### ★★★12. 工業情報化部、工業設計促進目指し「指導意見」を発布★★★

知的財産権の活用と保護を強化し、中国の工業設計の発展を推進し、その市場環境を醸成することを目指し、工業と情報化部は3月16日、「工業設計の発展促進に関する指導意見」の意見募集稿を公布した。

「指導意見」は自主的イノベーション能力の向上、産業規模の拡大、人材の育成、対外交流の推進、市場環境の醸成などについて規定しているもので、特に良好な市場環境の醸成に欠かせない重要施策として知的財産権の活用と保護が挙げられた。

「指導意見」によると、国は企業と個人による工業設計の権利出願や著作権登録を奨励し、関連法制度の整備でその知的財産権を侵害する行為への処罰を強化することにしている。また、知的財産権の流通を促進する工業設計取引プラットフォームの整備および代理組織の育成、個人や企業が工業設計をもって出資することや、製品とその包装における設計者の名称の表示などを奨励することも明記されている。

企業による工業設計のR&D投資への支援策として、「指導意見」は自主的知的財産権を有する企業への財政支援と金融支援を求めており、中小設計企業への融資や融資担保を奨励するほか、自主的知的財産権を有する企業に融資優遇政策を適用することにしている。（国家知識産権網 2010年3月24日）

#### ○地方政府の動き

##### ★★★4. 江蘇省、小中学校で発明創造啓発キャンペーン開催★★★

江蘇省無錫市の知的財産権局と教育局は18日、小中学校の子供たちに「ものづくり」への関心を高めてもらおうと、同市の小中学校で発明創造啓発キャンペーンを開催する旨の通達を出し、各学校の発明創造活動の展開への指導、管理を強化するよう関連各部門に求めた。

通達によると、各学校は科学普及教育基地の公開や必要な研究施設の整備などで、現有の実験施設を十分活用して生徒たちの発明創造活動をサポートするほか、生徒たちによる発明や革新を啓発し、その発明創造を特許、実用新案、意匠に出願することを奨励することとなる。

キャンペーンは3月の動員段階と4～6月の実施段階の2段階に分けて行われる予定で、科学知識の普及、青少年の創造意識や実践能力の向上につながる良好な環境と雰囲気醸成が期待されている。（国家知識産権網 2010年3月19日）

#### ○統計関連

##### ★★★5. 中国がパリ条約加盟25周年、国際出願で大きな発展★★★

中国は3月19日、工業所有権を保護するパリ条約に加盟して25年目を迎えた。25年前の1985年3月19日にパリ条約に加盟したことにより、中国が真の意味で知的財

産権の国際舞台に登場した。この25年間で中国の知的財産権事業は成長を続けており、目覚ましい発展を遂げた。

国家知識産権局の統計によると、1985年4月から2010年1月までに国外権利者の提出した専利（特許、実用新案、意匠を含む）出願が93万5598件で、登録件数が44万2335件に達した。特許協力条約（PCT）に加盟した1994年に中国の提出したPCT国際出願はたった103件だったが、2006年にはおよそ4000件に達し、世界8位にランク入りした。2009年はさらに5位に上昇し、PCT出願件数が8000件に上った。商標分野において、2009年9月30日までに中国企業や個人による商標国際出願は累計で9477件に達し、年間出願件数はマドリッド協定加盟国の中で四年連続で8位だった。国際条約の加盟で中国の知的財産権制度の健全な発展が促進された一方、国際社会で中国がますます重要な役割を果たすようになっている。（国家知識産権網 2010年3月19日）

#### ○その他知財関連

##### ★★★6. 中日企業協力会議が北京で開催、特許権の取得と活用を議論★★★

華為、海爾、ZTE社、Tencent、Tasly、BYDなどの中国企業とリコー、松下電器産業、ソニー、東芝、パイオニア、アルプス電気などの日本企業からの代表者が出席した第4回中日企業協力会議が3月23日、北京で開かれた。参会者たちは特許権の取得と運用について踏み込んで議論を交わした。

中国専利保護協会の王景川会長が会議の席上で挨拶し、ポスト金融危機時代に知的財産権の促進と保護が企業の発展を推進する上の重要な存在となっている背景に、同会議の開催は非常に重要な意義を持つものだとの考えを示した。日本知的財産権協会の鈴木元昭副理事長は知的財産権の運用と管理の分野における中国企業の目覚ましい進歩を賞賛し、両国企業の交流に期待を示した。企業からの代表らはそれぞれ、各社の知的財産権管理状況や特許権の活用などを紹介したほか、会議のテーマやノウハウの保護、特許マップの作成、発明者への報奨制度などについて議論を交わした。

中日企業協力会議は中国専利保護協会と日本知的財産権協会が共催するもので、双方のメンバー企業が関心を持つ知的財産権の課題について交流、検討する場となっている。第1回から第3回までは特許ネットワーク構築戦略、知的財産権の啓蒙普及、企業の知的財産権奨励体制などのテーマについて両国企業が踏み込んで意見を交わした。（国家知識産権網 2010年3月26日）

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIPO）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====  
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved